

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととする。(第3条の8、第6条の7、第7条、第16条の2の2、旧第3条の8、旧第7条、旧第16条の4関係)
- 2 この省令は、令和7年4月1日から施行することとする。(附則関係)